○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年八月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字栖戸字舘ノ山一五九五の二、一五九五の五、一五九五の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字舘ノ山一五九五の五、一五九五の六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百四十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十三日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
奥州市前沢区字裏新田二一番六	前	最大　二八三 最小　二五四	二五
	後	最大　二八三 最小　二五四	

○国土交通省告示第九百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大和田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を平成二年建設省告示第千五百六十八号で指定した小先達川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野

八〇番五四　一号から四号まで

八〇番五五　五号から十号まで

八〇番五六　十一号及び十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

片倉沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳

二番十七　一号から百二十四号まで

○国土交通省告示第九百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一ノ竹沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県富士宮市星山字向原一〇六四番一地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六度二六分二四秒

一五二六〇・〇六九メートルの地点	一号
標柱一号から三五八度四六分一六秒	
五五・八四〇メートルの地点	二号
標柱二号から三三〇度五四分四四秒	
六二・一八六メートルの地点	三号
標柱三号から三五〇度〇九分三〇秒	
一二・七二五メートルの地点	四号
標柱四号から五六度四一分三四秒	
三三・五六〇メートルの地点	五号
標柱五号から一一九度四七分二五秒	
九六・三九四メートルの地点	六号
標柱六号から七五度四四分五二秒	
一六五・八二七メートルの地点	七号
標柱七号から一五七度五五分三二秒	
六八・四三八メートルの地点	八号
標柱八号から二四〇度三六分四〇秒	
二三八・八八四メートルの地点	九号

○国土交通省告示第九百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一の谷・落合谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡大豊町大滝

字落合　五〇〇番六	一号及び二号
四九八番三二	二十九号
地先水路敷	
四九八番三二	三十号
地先道路敷	
字池ノ前　九三三番三	三号及び四号
九三一番一	五号及び六号
字辺利渕　九四〇番四	七号から十号まで
九四〇番一	十一号
九四〇番八	十三号及び十四号
九四〇番九	十五号
字大坪　九三四番一	十六号
五〇二番	十七号及び十八号
字新宅　五一三番二	十二号
字長荒　四八九番	十九号
字桐砂　八八〇番一	二十号
字立道　九二八番	二十五号
九二四番四	二十六号から二十八号まで
地先水路敷	

高知県長岡郡大豊町川井

字野地　七四〇番	二十一号
字一本木　二一〇番	二十二号
字下川井　七二一番三	二十三号
七二〇番一	二十四号

○国土交通省告示第九百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

タダレ谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域